

災害ボランティアについて

【大津市社会福祉協議会との連携について】

令和6年12月17日
福祉部 福祉政策課

【目次】

- 1 大津市災害ボランティアセンターとは……………3頁
- 2 平常時の体制……………5頁
- 3 災害時の体制……………9頁

1 大津市災害ボランティアセンターとは

本市と大津市社会福祉協議会は、災害時の被災者支援及び平常時の災害予防対策等において「大津市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書」を平成28年4月に締結し、災害ボランティア活動に関し、連携に努めている。

大津市災害ボランティアセンターについて

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 常設型設置年月 | 平成28年4月 |
| (2) 運営主体 | 大津市社会福祉協議会 |

1 大津市災害ボランティアセンターとは

(3) 設置目的

災害時の被災者支援活動を円滑に進めるには、災害が起こっていない平常時から各種団体と連携し、ネットワークを構築しておくことが重要である。

そのため、災害時だけではなく、平常時から活動する**常設型の災害ボランティアセンターを設置運営**することで、「災害に強いまちづくり」を目指し、明日かもしれない災害に備えている。

(4) 役割

ボランティアや地域による支援力を有効に活かし、効果的なコーディネートを行う。被災地支援及び復興支援のために、ニーズを把握し、それに応えるための体制整備を行い、必要なボランティア活動を展開する。

2 平常時の体制

【平常時とは】

大津市内で災害が発生していない状況、または災害が発生しても災害時体制への移行に至らない場合

平常時のセンター設置場所：大津市社会福祉協議会の事務所
(明日都浜大津 5階)

2 平常時の体制

【災害ボランティアセンターの平常時の業務】

1	災害ボランティア活動の調査、研究及び訓練の実施
2	災害ボランティア活動の広報・啓発
3	関係機関、団体や市民との意見・情報交換及びネットワーク体制の整備
4	災害ボランティア及びコーディネーターの育成
5	市内で相当規模の災害には至らない災害が発生した場合の対応
6	災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達・保管
7	大津市外で発生した災害における情報発信や情報収集及び災害ボランティアセンター支援ほか、必要と認められる活動

2 平常時の体制

【平常時の連携】

大津市

- ・センターを運営する上で必要な情報の提供
- ・必要経費を一部負担

大津市社会福祉協議会

- ・センターの運営状況を市へ報告
- ・各学区の災害ボランティアセンター現地サテライト設置訓練に参加

災害ボランティアセンター設置・運営訓練（大津市総合防災訓練）の実施

2 平常時の体制

【災害ボランティアセンター現地サテライト設置・運営訓練風景】

令和6年11月10日 小野市民センター



※被災者からのニーズを説明し、ボランティアに活動先を選択してもらう様子

3 災害時の体制

【災害時とは】

大津市内で、地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水等の市民生活に甚大な支障が生じる災害により相当規模の災害が発生し、相当規模の被害が予測される場合

災害時のセンター設置場所：大津市役所庁舎新館 1階 2 1 1 会議室

3 災害時の体制

【災害ボランティアセンターの災害時の業務】

1	災害ボランティアの募集、受入及びコーディネートの実施
2	被害状況及び必要な災害ボランティア活動の内容等の把握
3	災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達
4	災害ボランティアの安全管理
5	関係機関や団体との連絡調整
6	その他、必要と認められる活動

3 災害時の体制

【災害時対応への移行の流れ】

